

裁判の傍聴にご参加を！ 

9月26日(木) 国相手の大飯原発止めよう裁判(大阪地裁)

*原告は、破砕帯や汚染冷却水対策で、国の主張に反論

■国は、火山灰問題で原発運転停止を求める原告主張に対し、ようやく反論予定

◇15:00 第31回法廷 大阪地方裁判所 201号大法廷
(手荷物検査があります。14:30頃には裁判所に到着し、直接法廷へ)

◇法廷終了後に報告・交流会：大阪弁護士会館 920号室

◆9月26日 第31回法廷の内容

原子力規制委員会は、5月29日に、関電の大飯・高浜・美浜原発の現行のサイト内火山灰最大層厚10cmは過小であることを認め、これら原発が許可基準規則に「不適合」と判断しました。原告は前回6月24日の法廷で、大飯原発の早期の運転停止を改めて求めました。

これに対し国は、この問題での主張提出を引き延ばしてきましたが、今回の法廷でようやく提出する見込みです。運転停止しなくて良いとするどんな根拠を述べるのか注目しましょう。

◇原告は、前回の国の主張に反論します。

台場浜トレンチ破砕帯が耐震需要施設(非常用取水路)の近傍までのびているのに、原子力規制委員会は、その施設が影響を受けないことの確認を全く行っていません。これは設置許可基準規則3条3項違反です。

◇国は、福島第1原発事故の汚染水問題を省みることなく、対策は放水砲とシルトフェンスで十分という主張を繰り返しています。原告は、設置許可基準規則55条の解釈(e)の制定過程(パブコメの「汚染水対策は必要」との多くの意見、検討チームでの議論等)を踏まえて批判します。

◆法廷終了後の報告・交流会(17:30頃まで)

- 当日の法廷のやり取りや書面について、弁護団から説明を受け、議論します。
- 交流会の内容
 - ・「特重施設」の問題(「テロ対策」にはならない)
 - ・8月31日行われた美浜原発事故・防災訓練視察の報告(映像を使って)及びこの間の避難元・避難先自治体への申し入れの報告
 - ・資源エネルギー庁の「使用済MOXは300年冷却が必要」発言問題のその後

多くの皆さんの参加で傍聴席を埋めましょう。ぜひご参加ください。

おい原発止めよう裁判の会 連絡先：美浜の会 気付

大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581

2019.9.4